

## 令和 10(2028)年度入学者選抜より、音楽学部器楽専攻弦楽器コースにおいて学校推薦型選抜を廃止し、総合型選抜を実施します。

### 1 趣旨

弦楽器コースでは、従来実施してきた学校推薦型選抜に代えて、より出願資格の幅を広げた総合型選抜を実施します。音楽家としての資質と技術を兼ね揃えた、将来弦楽器の演奏および教育の分野で、社会に幅広く貢献できる人材を募集することを、目的としています。

### 2 アドミッションポリシー

求める人物像

- ・演奏家としての資質と技術を備えている人
- ・将来音楽界、芸術教育界を担うべく意欲旺盛な人
- ・より高い技術やより深い音楽性を貪欲に求める人
- ・アンサンブルなど共同での演奏に関心のある人
- ・自然を愛し、豊かな感受性、想像力を備えている人

入学前に身につけてほしいこと

○専門実技能力

- ・音に対する感性を大切にする姿勢
- ・感じたことを表現しようとする姿勢
- ・音階・練習曲等、基礎技術

○音楽の基礎的能力（ソルフェージュ、ピアノ、楽典）

○基礎的な学力、語学力

入学者選抜試験の基本方針

【総合型選抜】

- ・専攻実技試験、音楽の基礎的能力試験、面接試験の結果及び提出書類（音楽活動記録、調査書他）を総合して合否を判定します。

### 3 募集人員

5名

### 4 出願資格

次の(1)と(2)の両方に該当する者

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和 10 年 3 月卒業見込みの者
- ② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び令和 10 年 3 月修了見込みの者
- ③ 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者及び令和 10 年 3 月 31 日までに修了見込みの者、又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和 10 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日

以後に修了した者及び令和 10 年 3 月 31 日までに修了見込みの者

⑥ 文部科学大臣の指定した者(昭和 23 年文部省告示第 47 号)

⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)及び令和 10 年 3 月 31 日までに合格見込みの者で、令和 10 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

⑧ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和 10 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

※ 出願資格⑧により出願しようとする者は、募集要項に記載の期限までに入試課に申し出て、その指示を受けてください。

(2) 本学の教育内容を十分理解したうえで、本学において学ぶことを強く希望し、合格した場合には必ず入学することを確約できる者

## 5 出願書類

(1) 志願理由書 (本学所定様式に記載)

(2) 音楽活動記録書 (本学所定様式に記載)

(3) 調査書

指導要録の保存期間経過により調査書が作成できないときは、次の①②を提出してください。

①卒業証明書、②成績証明書または単位修得証明書等 (発行できない場合は、出身学校長からの「発行できない旨の文書」を提出してください。)

(4) 演奏曲目提出用紙 (本学所定様式に記載)

## 6 選抜方法及び点数配分

(1) 選抜方法

提出書類及び専攻実技試験、面接試験、音楽の基礎的能力試験による審査を行います。

1 日目

専攻実技試験：課題曲、自由曲及び初見視奏

(初見視奏は楽器の種類に関わらず全員実施します。)

面接試験

2 日目

音楽の基礎的能力試験：ソルフェージュ、ピアノ、楽典

(2) 点数配分

| 本選考    |      |            |        |
|--------|------|------------|--------|
| 専攻実技試験 | 面接試験 | 音楽の基礎的能力試験 | 計      |
| 800点   | 100点 | 200点       | 1,100点 |

その他詳細は、『令和 10 年度音楽学部総合型選抜 学生募集要項』にて公表します (令和 9 年 7 月下旬公表予定)。